

平成24年労働者派遣法改正の施行 に向けた政省令・告示事項

～今後政省令等によって施行日までに決まってくるもの～

☆平成24年労働者派遣法改正の施行に向けた政省令・告示事項☆

1、日雇派遣の原則禁止	政省令について
①日雇派遣の原則禁止の例外となる業務	政令事項
②日雇派遣の原則禁止の例外となる対象労働者	政省令事項
③例外となる対象労働者の確認方法	日雇派遣指針事項
④日雇労働者の雇入れ時の安全衛生教育について	日雇派遣指針事項
2、グループ企業内派遣の8割規制について	
①グループ企業内派遣の定義(関係派遣先について)	省令事項
②グループ企業内派遣の事業報告のについて	省令事項
3、離職した労働者を離職後1年以内に受け入れることの禁止について	
①派遣労働者として受入禁止の例外となるもの	省令事項
②①の通知について	省令事項
4、一定の有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置	
①無期雇用への転換推進措置の対象者	省令事項
②無期雇用への転換措置推進について	派遣元指針事項
5、均衡待遇の確保	
①派遣労働者の賃金決定について	派遣元指針事項
②派遣先企業の情報提供について	派遣先指針事項
6、マージン率等の情報提供	
①マージン率の定義・情報提供する事項	省令事項
②マージン率等の情報提供について	省令事項
③マージン率の算定	省令事項
7、待遇に関する事項の説明	
①派遣労働者として雇用しようとする労働者への説明事項	省令事項
②派遣労働者として雇用する労働者への説明の方法(賃金見込み額含む)	省令事項
8、派遣労働者への派遣料金の明示	
①明示すべき労働者派遣に関する料金の額	省令事項
②①の料金の額の明示の方法	省令事項
9、その他	
①平成24年改正労働者派遣法の施行日	政令事項
②その他所要の規定し整備を行うこと【政省令・告示事項】	【平成24年10月1日】